

24 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションを理解しよう

頻出度

低 中 高



重要キーワード

- 通所リハビリテーション 病院 診療所 介護老人保健施設 医師の指示
- 通所リハビリテーション計画 診療記録 維持期リハビリテーション 個別リハビリテーション

👉 暗記しよう！ 要点解説

◎ 通所リハビリテーション（デイケア）の概要

- 通所リハビリテーションを提供できる事業者は、病院、診療所、介護老人保健施設に限られます。
- 通所リハビリテーションは通所介護施設（デイサービス施設）に比べると、医療的ケアと心身機能の維持回復を図るリハビリテーション機能が充実しています。
- サービスの提供にあたっては、医師の指示に基づき、利用者の日常生活の自立に資するように行います。
- 通所リハビリテーション計画は、医師の指示のもとに各職種が協同して作成すること、居宅サービス計画にそって作成されること、実施後はその評価を診療記録に記載することとなっています。
- 通所リハビリテーションの利用者は、急性期のリハビリテーションが終了した維持期のリハビリテーションを必要としている要介護者です。

◎ 通所リハビリテーションの介護報酬

- 通所リハビリテーション費の延長加算は所要時間が8時間以上の場合に認められます。
- 医師または医師の指示を受けた理学療法士等が個別リハビリテーションを行った場合個別リハビリテーション実施加算が算定できます。
- 通所リハビリテーション費には、入浴介助加算等が認められています。
- 管理栄養士を1人以上配置して栄養改善サービスを実施し、定期的な評価を実施した場合は栄養改善加算が算定できます。
- 言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員を1人以上配置し口腔清掃の指導、嚥下機能に関する訓練、口腔機能向上サービスを実施し評価した場合は口腔機能向上加算が算定できます。
- 通所リハビリテーションにおける個別リハビリテーション実施加算は、20分以上で算定できます。

食費、おむつ代は利用者から別途支払ってもらいます。